

参考資料

山梨県附属機関の設置に関する条例（抄）	1
山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（抄）	3
山梨県総合計画審議会運営要綱	5
山梨県総合計画審議会傍聴要領	7

山梨県附属機関の設置に関する条例（抄）

昭和60年3月29日
山梨県条例第3号
改正 平成19年7月9日
山梨県条例第37号

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県総合計画審議会

3 前2項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第1の担当事務欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

（会長等）

第5条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

1 知事の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県総合計画審議会	次に掲げる事項に関する調査審議及び意見の具申に関する事務 1 総合計画の作成の基準となるべき事項 2 総合計画の実施に関して必要な事項 3 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関連する重要事項	120人以内	1 関係行政機関の職員 2 学識経験のある者 3 住民	2年

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（抄）

昭和60年3月29日

山梨県規則第8号

改正 平成19年7月9日

山梨県規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補欠の委員の任期)

第2条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第3条 条例第4条第4項及び第5項の規定により特別委員を置く附属機関並びに当該附属機関に置かれる特別委員の種別、要件及び担当事務は、次の表のとおりとする。

附属機関	特別委員	特別委員の要件	特別委員の担当事務
山梨県総合計画審議会	特別委員		専門の事項について調査すること。

2 特別委員は、当該特別の事項等の調査審議等が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 条例第5条第1項の規定により、附属機関(山梨県社会福祉審議会及び感染症診査協議会を除く。)に会長を、山梨県社会福祉審議会及び感染症診査協議会に委員長を置く。

2 条例第5条第1項の規定により副会長を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる副会長の定数は、次の表のとおりとする。

附属機関	副会長の定数
山梨県総合計画審議会	6人

3 副会長を2人以上置く附属機関にあっては、あらかじめ会長が指名する副会長が、会長の職務を代理する。

(部会等)

第6条 条例第7条の規定により、部会又は小委員会を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる部会又は小委員会は、次の表のとおりとする。

附属機関	部会又は小委員会
山梨県総合計画審議会	部会

2 部会又は小委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(資料の提出等の要求)

第8条 附属機関は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

第9条 関係行政機関の職員は、会長の許可を得て、附属機関の会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(庶務)

第12条 附属機関の庶務は、別に定めるところにより、処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

山梨県総合計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、山梨県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2 規則第6条第1項に規定する部会は、別表に掲げる部会及びこれらの部会の担任事項に属しない事項のうち、特に必要と認められるものについて臨時に調査審議するための部会とする。

2 別表に掲げる部会の担任事項は、同表各欄に掲げるものとする。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員（以下第2において「委員」という。）のうちから会長が指名する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員（以下「部会長代理」という。）が、その職務を代理する。

6 部会の会議（以下「会議」という。）は、会長の承認を得て部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 関係行政機関の職員は、部会長の許可を得て、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(顧問)

第3 前審議会との継続性を確保し、審議を有意義なものとするため、審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、審議会に属する委員のうちから会長が指名する。

(部会連絡会)

第4 部会間の連絡調整を行うため、審議会に部会連絡会を置く。

2 部会連絡会の構成員は、会長、副会長、部会長、部会長代理及び顧問をもって充てる。

3 部会連絡会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

4 部会連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が部会連絡会に諮って定める。

(分科会)

第5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(庶務)

第6 規則第12条に規定する庶務は、山梨県総合政策部政策企画課において処理する。

附 則

(略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

別表

部会名	担任事項
基幹産業発展部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 機械電子産業などの基幹産業に関する事項 2 雇用安定及び勤労者福祉に関する事項 3 エネルギーに関する事項 4 中小企業に関する事項 5 産業人材育成に関する事項
地域産業元気部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光に関する事項 2 国際交流・国際協力に関する事項 3 農業・水産業に関する事項 4 林業に関する事項 5 地場産業に関する事項 6 商業・サービス業に関する事項
まなび・子育て環境部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育てに関する事項 2 男女共同参画に関する事項 3 学校教育及び高等教育に関する事項 4 体育・スポーツに関する事項 5 文化・芸術振興に関する事項
健やか・快適環境部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習に関する事項 2 社会福祉に関する事項 3 住宅環境に関する事項 4 消費生活の充実に関する事項 5 食の安全・安心に関する事項 6 医療・健康づくりに関する事項 7 環境保全・景観形成に関する事項 8 地球温暖化対策に関する事項
安全安心・交流基盤部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県土保全に関する事項 2 地域防災に関する事項 3 道路ネットワークに関する事項 4 都市基盤の整備に関する事項 5 情報通信体系の整備に関する事項 6 公共交通に関する事項 7 交通安全及び防犯に関する事項

山梨県総合計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県総合計画審議会（以下「総合計画審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 傍聴を認める者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下「傍聴者」という。）の数（以下「傍聴定員」という。）は、会議の都度、知事政策局長が会議の会場の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴手続及び傍聴者の決定)

第3条 傍聴を希望する者（報道関係者を除く。）は、総合計画審議会の事務局（以下「事務局」という。）があらかじめ周知した傍聴の受付日時及び受付場所に集合するものとする。

2 事務局は、前項の規定により集合した者の受付を行い、その数が前条の規定により定めた傍聴定員に達するまで順次、傍聴者として決定し、傍聴券を交付する。

(取材活動に対する配慮)

第4条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

2 事務局は、傍聴を希望する報道関係者の受付を行い、傍聴券を交付する。

(傍聴することができない者)

第5条 次の者は、傍聴のために会議の会場に入場することができない。

(1) 傍聴券を所持しない者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者等の守るべき事項)

第6条 傍聴者及び傍聴を行う報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

(傍聴の心得)

第8条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付する。

(部会への準用)

第9条 第2条から第8条までの規定は、総合計画審議会の部会について準用する。

(実施細目)

第10条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年10月27日から施行する。